

仙台市農業委員会第 55 回総会議事録

I. 開催日時 令和 4 年 11 月 29 日（火曜日）午後 1 時 30 分から午後 2 時 32 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (19 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
	15 番 庄司 俊充	16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

IV. 欠席委員 (0 人)

V. 議事日程

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. あっせん会の報告

5. 議案

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第 4 号議案 農地法第 5 条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件

第 5 号議案 農用地利用配分計画（案）について（農地中間管理事業）

6. 報告

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出

(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知

(5) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による受理通知書の返戻に関する件

(6) 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地判断について

(7) 売渡あっせん希望農地一覧表

(8) 令和 4 年度全国農業新聞普及計画における前期普及強調月間の結果報告等について

7. その他

(1) 会長等報告

(2) 農業委員会関係出張等の復命

(3) 事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	木田 利久	事務課長	山本 幸子
振興係長	八木 正志	農地係長	伊藤 秀宣
振興係主査	内海 敏子	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第55回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：振興係長	ありがとうございました。次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、佐々木会長、よろしくお願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、欠席届出はありません。全員出席ですので、会議は成立しております。	
3 議事録署名 委員の指名		
議 長	次に、議事録署名委員については、18番松原菊男委員、4番大泉権吾委員を指名いたしますので、よろしく申し上げます。	
議 長	議案に入る前に、あっせん会の報告を嶺岸若夫委員長からお願いします。	
嶺岸若夫委員 (あっせん事業 運営委員会委員 長)	11月1日に開催した、あっせん会の結果を報告します。 当日は、1件のあっせんがありました。若林区荒井の農地で、売渡申出人と買受申出人は双方とも本人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から小野寺潔委員と農地利用最適化推進委員から熊坂茂彦推進委員が出席しました。あっせんの結果は成立し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。なお代金の支払い時期と方法、農地法第3条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。 以上で、あっせん会の結果報告を終わります。	
議 長	議案に入ります。	(午後1時32分)
	第1号議案から第4号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、11月	

18日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から概要について口頭報告をいたします。

第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。第1号議案について、赤間敬第二調査委員会委員長から調査の結果を報告願います。

赤間敬第二調査委員会委員長

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、大里重市委員、熊谷幸夫委員と私（赤間敬委員）の3名で行いました。また該当する地区の農地利用最適化推進委員として、熊坂茂彦推進委員、今野勇一推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が3件、贈与による農業承継が3件、賃貸借による新規就農が1件、賃貸借による規模拡大が1件、交換による耕作利便が2件の合計10件です。番号3番は、仙台市外の農家であり、また、番号7番は、新規就農の農業法人であることから、聞き取り調査を実施しました。調査の結果報告は、番号1番から3番までを大里重市委員から、番号4番から7番までを熊谷幸夫委員から、番号8番から10番までを私（赤間敬委員）からします。番号3番と7番については、口頭報告を行います。

書面報告

（5番大里重市委員報告）

番号1番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で149aの農地を耕作しています。11月12日に庄子栄農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、贈与により農業承継を図るものです。共有持分を実家の後継者に贈与するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で252aの農地を耕作しています。11月12日に安達良和農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

大里重市委員
（5番）

番号3番は、売買による規模拡大を図るものです。譲受人は仙台市外の農家で、初めて仙台市に農地を取得するため、聞き取り調査を実施しております。譲受人は現在、耕うん機1台、田植機1台、収穫機（バインダー）1台を所有し、仙台市以外において1人で28aの農地を耕作しています。なお、聞き取り調査では、

現地での耕作方法については、田植えは作業委託により行い、乾燥は自然乾燥又は、地域調和を考えコンバインによる収穫も検討していることを確認しました。11月15日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものがなく、許可相当と調査しました。

書面報告

(10番熊谷幸夫委員報告)

番号4番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は、令和4年11月1日に開催したあっせん会によりあっせんが成立したものです。譲受人は現在、トラクター3台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で449aの農地を耕作しています。11月13日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、贈与により農業承継を図るものです。世帯内の母から子へ贈与するものです。譲受人は現在、耕うん機1台を所有し、田植え・稲刈りについては作業委託により、家族2人で53aの農地を耕作しています。なお、申請地に利用権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知が出されております。11月13日に丹野晴彦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、贈与により農業承継を図るものです。父から子へ贈与するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、家族3人で34aの畑を耕作しています。11月14日に二瓶均農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

熊谷幸夫委員
(10番)

番号7番は、賃貸借により新規就農を図るものです。新規就農であることから聞き取り調査を実施しております。譲受人は、どら焼きを製造する会社の関連会社として、枝豆の栽培からずんだ餡の製造まで等を行うため、令和4年11月に設立された株式会社で、農地所有適格法人としての要件を満たすものです。農機具

として、トラクター1台、脱莢機1台を導入し、別の農地所有適格法人から営農指導を受けて枝豆を栽培し、ずんだ餡の製造まで行う計画です。農作業は、株主兼代表取締役と常時雇用する従業員各1人の計2人で行い、餡の製造等には、パートを採用し一連の事業を行う計画です。賃貸借の期間は5年となっております。なお、聞き取り調査では、就農の動機は、県外産を使った餡の製造に取り組んできましたが、今後は地場産にこだわった物に変えていきたいことから、自ら作ることとし、また、今後3haまで規模拡大を図っていく計画とすることを確認しました。11月14日に今野勇一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

書面報告

(3番赤間敬委員報告)

番号8番は、賃貸借により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、耕うん機1台を所有し、田植と稲刈については作業委託により、家族2人で29aの農地を耕作しています。11月14日に倉片誠喜農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。賃貸借の期間は3年となっております。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号9番は、交換により耕作利便を図るもので、番号10番と交換するものです。譲受人は、番号8番と同一世帯です。11月12日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号10番は、交換により耕作利便を図るもので、番号9番と交換するものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で、130aの農地を耕作しています。11月12日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、許可と決定いたします。

(午後1時42分)

議 長

第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査の結果を委員長から報告願います。

赤間敬第二調査委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、佐藤とみ委員、鈴木通委員、高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、農地改良工事のため一時転用するものが1件です。面積が大きいことから聞き取り調査を実施しましたので、調査の結果は鈴木通委員から口頭報告します。

鈴木通委員
(16番)

番号1番は、農地改良工事のため一時転用するものです。面積が大きいことから聞き取り調査を実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内です。申請は田5,095㎡を一時転用し、土を入れ造成する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は業者から無償で土を搬入してもらうため、費用がかからないことを確認しております。なお、聞き取り調査では、農地改良後、葉物を中心に栽培していくこと、また生産した野菜は近くの老人ホームへ卸していくとの確認しました。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なお、農用地であることから、農政企画課から農用地区域の一時転用について「農振地域整備計画の達成に支障がない」旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当します。一時転用の期間は、令和5年1月31日までとなっております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等ございませんか。

松原菊男委員 (18番)	かなりの土を投入しますが、土はどこから持ってくるのですか。
鈴木通委員 (16番)	今泉の農地から持ってきます。
郷古雅春委員 (11番)	確認ですが、震災後に国営のほ場整備をしている場所ですか。ほ場整備地内であれば暗渠が入っていると思いますが、盛土に対して土地改良区では差し支えなかったのでしょうか。
赤間敬委員 (3番)	ほ場整備地内です。土地改良区からは差し支えないと回答をもらっています。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	(異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がありませんので採決します。 第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。 よって第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、許可と決定いたします。
	(午後1時53分)
議 長	第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 調査の結果を委員長から報告願います。
赤間敬第二調査委員会委員長	第3号議案の調査結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、佐藤とみ委員、鈴木通委員、高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、分家住宅に転用するものが1件、一般住宅に転用するものが1件、宅地に転用するものが1件、建築条件付宅地に転用するものが1件、資材置場に転用するものが3件、駐車場に転用するものが1件、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件、ドローンの飛行演習場に転用するものが1件、携帯基地局作業用地に一時転用するものが1件、作業ヤードに一時転用するものが2件の合計13件です。調査の結果報告は番号1番から3番までを鈴木通委員から、番号4番から7番までを齋藤清太委員から、番号8番から11番までを佐藤とみ委員から、番号12番と13番を高橋勝彦委員からします。番号7番と番号12番については、口頭報告を行います。

書面報告

(16 番鈴木通委員報告)

番号1番は、携帯基地局作業用地に一時転用するもので、使用貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。申請は、電気通信事業者が田263㎡のうち165.68㎡を一時転用し、作業スペースに利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なお、農用地であることから、農政企画課から農用地区域の一時転用について「農振地域整備計画の達成に支障がない」旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当します。一時転用の期間は令和5年3月31日までです。農地復元計画書も提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、宅地（宅地の拡張）に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑66㎡を転用し、宅地を含む事業面積1,238.24㎡を住宅（2棟）に207.20㎡、庭等に1,031.04㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、一般住宅に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、500m以内に2つの公共的施設があることから、第3種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑490㎡を転用し、住宅（1棟）に150㎡、駐車場（普通車2台）に25㎡、庭等に315㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金と（親族からの）借入金であり、預金通帳の写しと借入金の貸付承諾書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(12 番齋藤清太委員報告)

番号4番と5番は、関連がありますので一括して報告します。作業ヤードに一時転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木建築業者が畑171㎡を一時転用し、原野等を含む事業面積1,750㎡を作業ヤードに1,150㎡、通路等に600㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、一時転用期間は令和5年6月30日までです。なお、農地復元計画書も提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木建築業者が田996㎡を転用し、資材置場に603㎡、通路等に393㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

齋藤清太委員
(12番)

番号7番は、建築条件付宅地に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、不動産業者が田2,950㎡(実測2,950.82㎡)を転用し、建築条件付宅地(戸建住宅10棟)に1,961.60㎡、通路等に989.22㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であること及び国の「建築条件付き売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」の要件を満たしていることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、令和4年9月7日付で開発行為事前協議願書が出ていることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

書面報告

(14番佐藤とみ委員報告)

番号8番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が畑1,761㎡を転用し、太陽光発電パネル204枚(発電出力49.5kW)に419.75㎡、通路等(駐車場、草刈置場、通路)に1,341.25㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号9番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木建築業者が事業規模拡大のため畑660㎡を転用し、農地以外を含む事業面積2,706㎡を資材置場に1,265㎡、通路・法面等に1,441㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。なお、許可を得ず、現地を資材置場として使っていたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号10番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、500m以内に2つの公共的施設があることから、第3種農地と判断しました。申請は、譲受人が田1,354㎡を転用し、駐車場に675㎡、資材置場に105.99㎡、通路等に573.01㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書の写しが提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号11番は、分家住宅に転用するもので、使用貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断し

ました。申請は、譲渡人の子が畑 476 m²を転用し、住宅（1棟）に 73.70 m²、駐車場（普通車4台）に 60 m²、庭等に 342.30 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は借入金であり、金融機関事前審査申込結果の写しが提出されております。また、令和4年11月9日付で開発行為許可申請書が出ていることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

高橋勝彦委員
(17番)

番号12番は、ドローンの飛行演習場に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は第3種農地に近接する区域であることから、第2種農地と判断しました。申請は、無人航空機販売業者が田 1,936 m²を転用し、ドローンの飛行演習場（4か所）に 1,260 m²、駐車場（普通車19台）に 237.5 m²、通路等に 438.5 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であり、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なおドローンの操縦に伴う許可書等の写しも提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

書面報告

(17番高橋勝彦委員報告)

番号13番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が事業規模拡大のため、田 2,291 m²を転用し、資材置場に 1,100 m²、通路等に 1,191 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長	第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。
菅野則義委員 (8番)	番号12番について、ドローンの講習をする建物を敷地内に作らないのですか。
高橋勝彦委員 (17番)	申請書では、飛行演習場、駐車場及び通路の計画図面となっており、建物は作らない予定です。
菅野則義委員 (8番)	周りは田ですか。ドローンは落ちることがあるので心配です。
高橋勝彦委員 (17番)	北側は道路でゴルフ練習場のネットが貼ってあります。東側は2階建ての野菜工場があり、南と西は田になっています。制御して、敷地外には飛ばないようにしているそうです。
議 長	他にご質問等はございますか。
	(意見等なし)
議 長	それでは、意見等がありませんので採決します。 第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、許可することに決定します。 (午後2時05分)
議 長	第4号議案農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。
	調査の結果を委員長から報告願います。
赤間敬第二調査委員会委員長	第4号議案の調査結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、佐藤とみ委員、鈴木通委員、高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、資材置場に一時転用していたものの事業計画変更承認を申請するものが1件です。調査の結果報告は、高橋勝彦委員からします。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>書面報告 (17番高橋勝彦委員報告)</p> <p>番号1番は、賃借権の設定により資材置場に一時転用していましたが、工期</p> </div>

の変更に伴い事業計画変更承認申請をするものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。令和4年8月17日付け農地法第5条許可で市発注工事のための資材置場に一時転用していましたが、7月の豪雨に伴う工事の停滞及び復旧が長引いたことにより地元住民との調整が必要となり、工事に遅れが発生し、工期の延長が必要となったことから、一時転用の期間を令和4年11月30日までから令和5年3月31日まで(4ヶ月間延長するもの)に変更するものです。事業面積に変更はなく、用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。賃借料の増加に関しても自己資金で対応可能であることを確認しています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第4号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第4号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件について、承認することに決定します。

(午後2時08分)

議 長

第5号議案農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業)を上程いたします。事務局から内容を説明願います。

事務局

第5号議案農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業)は、令和5年1月27日宮城県告示(予定)となるものです。

総数で1件、6,648㎡です。令和4年5月27日開催の第49回農業委員会総会において決定した農用地利用集積計画(共有者不明農用地等)に対する配分計画(案)です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。

議 長

ご質問・ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。</p> <p>第5号議案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第5号議案農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業)は、原案のとおり決定します。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時09分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(7)売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。</p>
事務局 農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり7件の届出がありました。転用目的の内容は、駐車場への転用が3件、公衆用道路への転用が2件、一般住宅、店舗併用共同住宅への転用が1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページから4ページに記載のとおり11件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が5件、共同住宅への転用が2件、公衆用道路・駐車場・駐車場及び資材置場・工場への転用が1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、5ページから7ページに記載のとおり12件の届出がありました。相続による権利取得が11件、時効等の取得が1件となっており、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)については、8ページから10ページに記載のとおり31件ありました。(5)農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻に関する件については、11ページに記載のとおり1件ありました。(6)遊休農地に係る農地法第2条第1項の適用を受けない非農地判断については、12ページから17ページに記載のとおり158件ありました。調査委員会において調査委員に非農地と判断していただき、事務局長専決により処理しております。(7)売渡あっせん希望農地一覧表については、あっせん成立が1件、新規の売渡希望が2件、あっせんの取下げが2件、売渡希望金額の変更が4件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>農地関連の報告事項は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項(1)から(7)までについて、ご質問等はございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議 長	質問等がありませんので、次に、(8)「令和4年度全国農業新聞普及計画における前期普及強調月間の結果報告等について」を事務局から報告願います。
事務局振興係長	— 説明 — (8)「令和4年度全国農業新聞普及計画における前期普及強調月間の結果報告等について」
議 長	報告事項(8)について、ご質問等はございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	質問等がありませんので、以上で報告事項を終了いたします。 (午後2時15分)
議 長	続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。 (1)会長等報告を私(佐々木均会長)と嶺岸会長職務代理者から報告します。 資料2をご覧ください。
会 長 会長職務代理者	(会長等報告)
議 長	続きまして、(2)農業委員会関係出張等の復命について 佐藤とみ委員から11月22日開催のみやぎアグリレディス21の「女性の社会参画に関する懇談会」の報告をお願いします。
佐藤とみ委員	— 報告 —
議 長	続きまして、(3)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。
事務局 (ア)農地係長 (イ)～(エ) 振興係	(3)事務局からの連絡事項について (ア)農用地利用権設定利用調整会議(契約会)について(令和5年4月設定分) (イ)令和4年度農事功績表彰者の決定について(佐々木均会長) (ウ)12月～1月の予定表 (エ)農業委員会手帳
議 長	ご意見、ご質問等はございますか。 (意見なし)

議 長

質問等がありませんので、その他について終了いたします。
他に何かありますか。
なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：振興係長

閉会のあいさつを嶺岸会長職務代理者からお願いします。

嶺岸会長職務
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第 55 回総会を閉会します。

閉 会

(午後 2 時 32 分)